

議案第33号

三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

令和8年2月20日

三次市長 福岡誠志

三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正す
る条例（案）

三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例（平成16年三次市条例第
171号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

2,500円

」を

「

4,100円

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例の規定は、令和8年10月使用分の使用料から適用し、同年9月使用分以前の使用料については、なお従前の例による。